

2025年3月10日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 【ETF】『MAXIS 読売 333 日本株上場投信』の設定・上場について

三菱UFJアセットマネジメント株式会社（東京都港区、取締役社長 <sup>よこかわ</sup> <sup>すなお</sup> 横川 直、以下「三菱UFJアセットマネジメント」）は、2025年3月26日（水）に『MAXIS 読売 333 日本株上場投信』を新規に設定し、同年3月27日（木）に東京証券取引所へ上場することをお知らせします。

当ファンドは、読売株価指数（読売 333）と連動する投資成果を目指して運用を行います。当該指数は、日本の株式市場における全上場銘柄の中から選定された 333 銘柄で構成されており、全銘柄を均等保有する「等ウェイト型」にて算出されています。特定の企業の動向に左右されにくく、国内株式市場における幅広い企業の動向を捉え長期投資をしたい投資家のみなさまの新たな選択肢の一つになりうると考えております。

同日、有価証券届出書を提出する公募投信『eMAXIS Slim 国内株式（読売 333）』に加え、ETF の設定により、お客さまの多様なニーズに応じてまいります。

当ファンドは NISA の成長投資枠の対象です（販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください）。ファンドの詳細については次のページ以降をご覧ください。

- ・当ファンドの有価証券届出書を 2025 年 3 月 10 日（月）に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。なお、有価証券届出書の届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。
- ・『eMAXIS Slim 国内株式（読売 333）』のリスクと費用は同ファンドの[プレスリリース](#)をご覧ください。
- ・『eMAXIS Slim 国内株式（読売 333）』の有価証券届出書を 2025 年 3 月 10 日（月）に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

ファンド	上場取引所	銘柄コード
MAXIS 読売 333 日本株上場投信	東京証券取引所	348A

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	その他資産	年2回	日本	ファミリーファンド	その他 (読売株価指数 (読売333))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## ファンドの目的

対象指数(読売株価指数(読売333))に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

読売株価指数(読売333)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 主としてわが国の金融商品取引所上場株式に投資を行い、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、読売株価指数(読売333)(以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は読売333日本株インデックスマザーファンドを通じて行います。

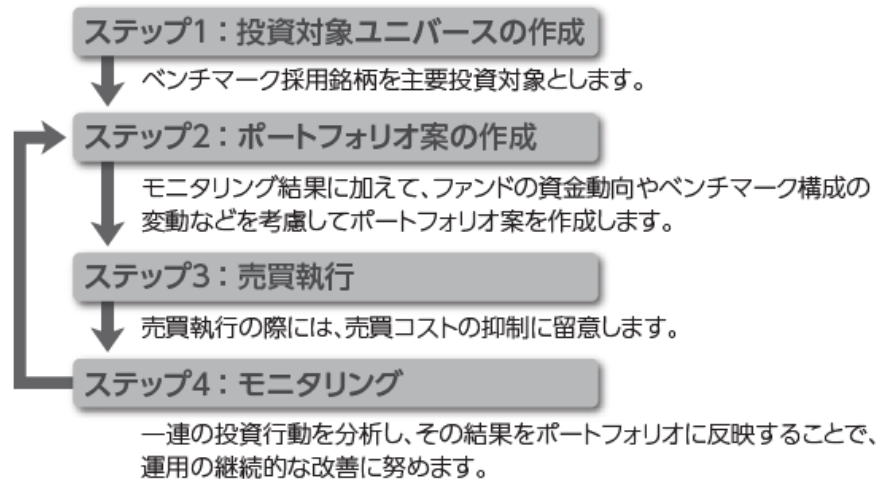
### <読売株価指数(読売333)について>

読売株価指数(読売333)とは、読売新聞社が提供する株価指数で、国内株式市場における全上場銘柄のうち、浮動株調整時価総額および市場流動性を考慮して選定された333銘柄により構成され、全銘柄を均等保有する「等ウェイト型」にて算出されます。

このため、特定の企業の動向に左右されにくく、国内株式市場における幅広い企業の動向を捉えることができます。

同指数の基準日は1985年11月29日、基準日の指数値(基準値)は10,000円です。

### <運用プロセスのイメージ>

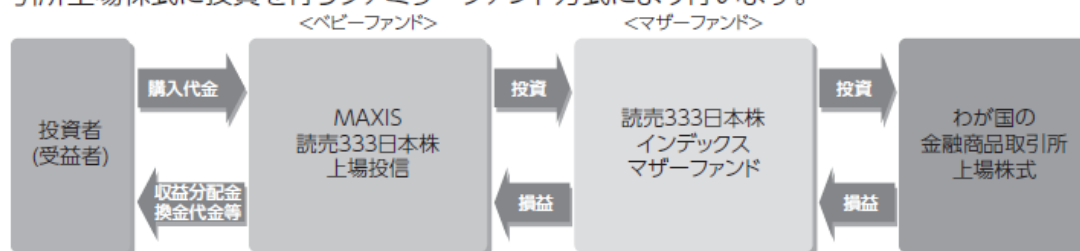


❶ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## ■ ファンドの仕組み

運用は主に読売333日本株インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



## ■ 上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は10口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所 (2025年3月27日に新規上場予定)

## ■ 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

### 年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(1・7月の各26日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2025年7月26日です。)

#### ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

・読売株価指数(読売333)の知的財産権およびその他一切の権利は株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

なお、株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、指数の利用者およびその関連会社が当指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。  
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

## ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ファンドは、読売株価指数（読売333）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日（上場日）	2025年3月26日（2025年3月27日）
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の各26日 ※初回決算日は2025年7月26日
ベンチマーク	読売株価指数（読売333）
取引所における取引単位	10口単位
<b>【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】</b>	
<b>■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用</b>	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者（証券会社）が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。（取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。）
<b>■保有期間中に間接的にご負担いただく費用</b>	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、年率0.132%（税抜 年率0.120%）以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%（税抜 45.0%）以内の額
ファンドの上場に係る費用	2025年3月10日現在：新規上場料（新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜 0.0075%））、その他新規上場に係る費用（55万円（税抜 50万円））
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年率 0.033%（税抜 0.03%）（上限）をかけた額）
その他の費用(*)	監査費用、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。	

購入・換金申込されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日（上場日）	2025年3月26日（2025年3月27日）
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の各26日 ※初回決算日は2025年7月26日
ベンチマーク	読売株価指数（読売333）
取引所における取引単位	10口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご覧ください。
購入単位	1,000口以上1口単位
購入価額	当初設定：1口当たり200円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は100口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	1,000口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額

購入・換金申込されるお客さま向け	
申込不可日	購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。 <購入> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内

	<p>3. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</p> <p>5. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>&lt;換金&gt;</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</p> <p>3. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</p> <p>5. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>なお、委託会社は、1. から5. に定める日の購入・換金のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては、お申込みの受付を行うことができます。</p>
<b>【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】</b>	
<b>■申込時に直接ご負担いただく費用</b>	
購入時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
換金時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	なし
<b>■保有期間中に間接的にご負担いただく費用</b>	
信託報酬	①日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.132%（税抜 年率0.12%）以内</u> をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の <u>49.5%（税抜 45.0%）以内</u> の額
ファンドの上場に係る費用	2025年3月10日現在：新規上場料（新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜 0.0075%））、その他新規上場に係る費用（55万円（税抜 50万円））
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年率0.033%（税抜 税率0.03%）（上限）をかけた額）
その他費用(*)	監査費用、有価証券等の売買委託手数料、保管等に要する諸費用、その他信託事務の処理にかかる諸費用等
(*)「その他費用」については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等については、保有金額や保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。取引所を通してお取引される際は、各証券会社が交付する上場有価証券等書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。なお、販売会社において、購入・換金申込をされる際は、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により当ファンドの有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。なお、有価証券届出書の届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

以上